

最高裁秘書第2488号

平成29年6月5日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

5月8日付け（同月10日受付，最高裁秘書第2164号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

大橋正春最高裁判事の後任として，最高裁が内閣に対して提示した候補者の人数，及び日弁連からの推薦の有無が分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは，不開示情報である特定の最高裁判所判事の人選に関する情報（行政機関情報公開法第5条第6号に相当）を開示することとなるので，その文書の存否を答えることはできない。